

災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社会福祉法人幕別真幸協会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者等で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に該当する災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に規定する警戒宣言等により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム札内寮に対し協力を要請すること及び甲乙間の円滑な連携が図れるよう、必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（防災用物資の備蓄）

第4条 甲及び乙は、災害時等における必要な物資をあらかじめ防災用物資として備蓄に努め、これを毎年4月1日及び備蓄変更時に台帳で整備するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第5条 乙は、災害等があった場合、乙の施設の被害状況、地域の状況等をあらかじめ甲乙が協議して定める事項について取りまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

（受入要請及び受託）

第6条 甲は、幕別町の住民で被災した在宅の要援護者及び幕別町地域防災計画で指定する福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）に避難した要援護者、縁故先等に避難した要援護者及び損壊等により使用が不可能になった施設等に入所している要援護者のため、乙に対し緊急の受入要請が出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受託す

るものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は、要請事項に従い業務を行うものとする。

(受入期間)

第7条 甲が、乙に緊急の受入を依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

(費用の負担)

第8条 甲は、要援護者に係わる緊急受入に伴う経費を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、介護保険法の規定による短期入所の単価を用い、単価に依頼日数を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する経費の利用者負担分及び食事負担、並びに実費負担の費用負担分については、介護保険法、関係法令及び施設規定の例による。

4 施設が使用不可能となり、甲の調整により他の施設に受入要請した場合の負担については、それぞれの施設の間で協議するものとする。

(手続等)

第9条 甲は、第6条第1項の規定により乙に受入を要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入可能人数を確認のうえ、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 受入要援護者の身元引受人の氏名及び連絡先等

(3) 受入要請期間

(実績報告)

第10条 乙は、要援護者の緊急の受入を行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(受入可能人数等の協議調整)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入可能人数、災害時の要援護者及び要支援者等確保計画、並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

(災害発生時の人的支援)

第12条 甲は、乙が受け入れる要援護者を適切に介護できるよう専門的な介護者の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所へ職員派遣を要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等に施設運営に必要な職員又は福祉避難所に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。

4 甲は、災害時等の緊急時に備え、災害ボランティアの把握及び確保を行う

ものとする。

- 5 甲は、自主的に又は乙からの要請により、災害ボランティア又は町職員を乙に派遣するものとする。

(災害発生時の物的支援)

第13条 甲は、災害時等に救援物資並びに搬送手段の把握及び確保を行うものとする。

- 2 甲は、自主的に又は乙からの要請により救援物資を乙に搬送するものとする。甲が救援物資を搬送することが困難な場合には、乙は物資の保管場所において救援物資の受け取りを行うものとする。

- 3 乙は、自主的又は甲の要請により、備蓄物資及び資器材等を提供するものとする。

(災害発生時の他施設活用)

第14条 甲は、乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入可能な他施設等について調査・把握を行い、速やかに一時避難ができるよう努めるものとする。

(被災状況等記録)

第15条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第16条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会)

第17条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第18条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の各号に掲げる事項の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく連絡体制、対応窓口及び連絡方法に関すること
- (2) 第4条の規定に基づく防災用物資の備蓄等に関すること
- (3) 第5条の規定に基づく災害時等の連絡内容に関すること
- (4) 第6条の規定に基づく要援護者の受入に関すること
- (5) 第12条の規定に基づく人的支援に関すること
- (6) 第13条の規定に基づく物的支援に関すること
- (7) 第14条の規定に基づく一時避難の受入可能な施設に関すること
- (8) 第15条の規定に基づく被災状況等の記録に関すること
- (9) 第16条の規定に基づく甲及び乙合同による災害時の対応訓練に関するこ

と

(10) その他必要な事項に関すること

(地域住民の避難)

第19条 第6条の規定によるもののほか、第1条に規定する災害により、乙の周辺に在住する被災住民が広域避難場所への避難が困難なため、一時的に乙の施設に避難してきたときは、乙は災害後の乙の施設運営状況等を総合判断し、必要な措置を執るものとする。

2 甲は、乙から前項の措置を執り、経済的負担が大きく、施設運営に支障が生じる恐れがあるとの申し出があった場合は、前項の措置により受けた経済的負担の軽減について、誠意を持って乙との協議に応ずるものとする。

3 前項の負担については、災害救助法に規定されている避難所設置に要する費用に基づいて協議するものとする。

(協定の期間)

第20条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

(補則)

第21条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうち、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 中川郡幕別町本町130番地
幕別町長 岡田 和夫



乙 中川郡幕別町字依田379番地

社会福祉法人幕別真幸協会
理事長 林 照

